

2023

秋号

Autumn

No.41

2023年11月1日発行



# 税理士法人八鍬会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込 1丁目 3 1 番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



## 今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ

## ごあいさつ

### 日本昔話 (にはほんむかしばなし)

昔々、静岡県はある所にとてつもないお金持ちのおじいさんがいたそうだ。先代から受け継いだ製紙会社を業界No.1にしたことで、地元では知らない人がいなかったそうだ。おじいさんには三人の男の子がいたのだが、三人ともその会社の重役で特にやる仕事もなく日々投資などに明け暮れていたそうだ。

長男は昭和 63 年に会社の金で NTT 株に投資、その後株は大暴落し 2 億円の損、次男も株や何やで 10 億円の赤字、三男も株と不動産投資で 20 億円の損失、三人併せて 32 億円の大損失を出してしまったそうだ。会社は三人に請求したが返してもらえず、やむなく三人の母親であるおばあさんに相談。

その話を伝え聞いた太っ腹お金持ちおじいさんは、『出してやれ…』と一言。おかげで会社には一切迷惑をかけずに済んだそうだ。そこで終わればハッピーエンドとなる話だが、そうこうしているうちにおじいさんは平成 8 年に他界、翌年多額の相続税を支払うことになったそうだ。さらに翌平成 10 年に怖い顔をした五人の G メンが税務署の方からやって来た。いわゆる税務調査というやつだ。

G メンが問題にしたのは、32 億円はあなた達への立替債権だ、つまり相続財産に計上し追徴金 16 億円プラス延滞金を払えと。これに対し三人は『32 億円は父親からもらった金。父から返せとは一度も言われたことがないし、返す資力もアテもないことは父も承知していたはず。』と反論。税金 G メンは贈与税を課税したくても申告期限から既に 6 年が経過し時効の壁が。そこで何とか相続財産にと考えたのでしよう、「贈与契約書もなく、かつ贈与税の申告納税もしていないのだから、贈与は成立していない。」と G メンのリーダー。さらに彼らは手ぶらで帰るわけにもいかなかったのか、「おとうさんは自分が死んだら、返さなくてもいい。つまり死因贈与財産、よって相続財産だ。」と畳みかけ、強制的に課税処分を下したそうだ。おじいさんが発した一言『出してやれ…』だけでは贈与か貸したのかは、いまいち不明。果たして本心はどうだったのか。三人は早速、国税不服審判所に駆け込んだものの、軍配は税務署に。三人はあきらめきれず静岡地裁へ提訴、平成 17 年 3 月、地裁は『贈与税の申告や贈与契約書がなくても贈与は成立する。よって課税処分を取り消せ。』と三人に逆転の判決。その後平成 18 年に東京高裁、さらに翌 19 年には最高裁でも判決は覆ることなく税務署の敗訴が確定。残念ながら一世を風びしたこの大会社はその後倒産し今はもうない。三人の息子達にとっては多額の資金提供を受けながら相続税も贈与税も払わずに済んだというお話。めでたし、めでたし。だがこの判決、私達税理士にとっては貴重な教訓となったことだけは間違いない。

会長 八鍬 伸一

## 税務カレンダー

- 2023年11月**
  - ◆ 個人事業税・個人所得稅 第2期・11/30 まで
- 2023年12月**
  - ◆ 固定資産税 第3期・・・1/4 まで
  - ◆ 個人事業主 消費稅簡易課稅制度選択（不適用）届出書の提出 12/31 まで
- 2024年1月**
  - ◆ 源泉所得稅 納期特例分・・・1/22 まで
  - ◆ 法定調書合計表の提出・・・1/31 まで
  - ◆ 給与支払報告書の提出・・・1/31 まで
  - ◆ 償却資産申告書の提出・・・1/31 まで



# 税務 TOPIX

## 税務署職員がFX取引で懲戒処分二件



大阪国税局と札幌国税局は10月6日、京都府内及び札幌市内の税務署に勤務する40代の国税職員を1ヶ月間の職務停止とする懲戒処分を下したと発表。いずれも職場のトイレや出張中に自らのスマホで年間1万回以上にわたり、FX取引や暗号資産の売買取引を繰り返していたようだ。頻りに席を離れトイレに行くので不審に思った上司が本人に聴取して判明。「円安で損失が膨らみ、それを取り返すために回数が多くなってしまった。」と弁解したそうだが、公務員の懲戒処分の事例が年々増加傾向にあり、職業モラルの低下が気になる。因みに札幌の職員は1週間後に依願退職、大阪局の方も時間の問題かも…。

## みずほ銀行 VS 国税局 20億円課税バトル

システム障害やら何やらでたびたび世間をお騒がせのみずほ銀行。今度は約20億円の追徴課税処分を巡り国税と対立している。

みずほは2010年頃から国内外の投資家から集めた約3,600億円を軽課税国ケイマン諸島に設立した複数の法人で資金運用。数年経って、最後に残った利益を日本国内の本社の利益として計上すべきところを計上せず、国税局から課税処分を受けることに。銀行側は租税回避には当たらないとして全面戦争へ。この11月最高裁判決が出る予定だが、タックスハイブンを税制が適用され追徴課税されるとなると、弱り目に祟り目となりそうだ。



## ジャニーズ事務所 860億円課税問題



長年続いたジャニーズ事務所が解散、改めてスマイルアップなる新会社で再スタートする方針が東山新社長から発表された。2019年初代ジャニー喜多川社長の急逝に伴い、藤島ジュリー前社長には約860億円の相続税が課されたのではと報じられていた。相続財産は都内の土地や建物といった不動産の他、ジャニーズの自社株式だ。かねて藤島氏は高額な相続税を避けるため「事業承継税制」を選択したことを認めている。つまり自ら代表職を承継することで、相続税の納税が猶予されるという優遇税制だ。しかし今回の騒動で代表を辞職するとなると、その優遇税制は取り消され、数百億円規模

の相続税と延滞金が課されることになる。先頃の記者会見では姿を見せなかったため真相は定かではないが、相続税に頭を痛めているのは間違いなさそうだ。



## NEWS WAVE

### 子ども達に温かいごはんを!! 子ども食堂へ支援

食事にあずかれない子供たちへ温かいごはんを食べさせたいと  
八鍬会計から「山形産はえぬき」をプレゼント

皆様方からお預かりした顧問料の一部を軽トラック1台分の食糧として支援させて頂きました。(令和5年10月末)



# 税金 Q&A

## 生前贈与税制が大幅に改正（令和6年から）

### 生前贈与とは

生前に子や孫などに財産を贈与することを言います。親世代から子世代に資金援助を促すことで、高齢者に偏りがちな資産を次世代に移すことによって消費を拡大し経済の活性化をはかるため、非課税制度があります。

近年は相続税対策として行うことが多いため、適用要件も厳しく、また税務調査でも問題となることがあります。そこで今回は二つの非課税制度の違い、次回は改正点について解説致します。



税理士  
八鍬 幸江

### 二つの贈与税制の違い

#### (1) 暦年課税制度

1年間に110万円の基礎控除額までは贈与税がかからない制度で、もちろん申告も必要ありません。110万円を超えると右のような税率で贈与税が課税されます。

18歳以上の子や孫に対する贈与は左側の表で贈与税が課されます。例えば300万円の贈与だと19万円の贈与税、1,000万円では177万円の贈与税となります。ただし相続開始前3年以内の贈与財産は相続財産に加算し、支払った贈与税は控除します。

子や孫以外の人への贈与は右側の表が適用されます。

子や孫に対する贈与			子や孫以外への贈与		
基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額
200万円以下	10	-	200万円以下	10	-
400万円以下	15	10万	300万円以下	15	10万
600万円以下	20	30万	400万円以下	20	25万
1000万円以下	30	90万	600万円以下	30	65万
1500万円以下	40	190万	1000万円以下	40	125万
3000万円以下	45	265万	1500万円以下	45	175万
4500万円以下	50	415万	3000万円以下	50	250万
4500万円超	55	640万	3000万円超	55	400万

#### (2) 相続時精算課税制度

60才以上の親から18歳以上の子や孫に対し、一人当たり2,500万円までの贈与は非課税とする制度で、2,500万円を超えたときは、一律超えた分に20%の贈与税を課す制度。例えば3,000万円を贈与した場合、100万円の贈与税がかかります。ただしこの制度は選択制で一度選択すると(1)の暦年課税に戻ることはできません。従ってたとえ10万円の贈与であっても贈与税がかかります。

贈与財産 3,000万円	超過額	500万円	⇒	20%課税	⇒	100万円の贈与税
	基礎控除額	2,500万円	⇒	非課税	⇒	贈与税課税なし

将来相続が発生したときは、2,500万円を相続財産に加え、かつ支払った贈与税100万円は相続税から差し引きます。すなわち相続が発生したときに、相続税に置き替えて精算課税する制度です。

### 相続時精算課税制度のメリット・デメリット

#### (1) メリット

- ① 元々相続税がかからない人にとっては便利な制度です。
- ② 贈与時の時価で持ち戻すため、将来時価が値上がりしそうな財産については有利。
- ③ 特定の土地など前もってその財産を特定の相続人に与えたいときは有効。

#### (2) デメリット

- ① 一度選択すると元の暦年課税（110万円控除）には戻れません。よく検討した上で選択を。
- ② 将来値下がりするような財産には不利になるので要注意。
- ③ 一度適用を受けると一生涯税務署に管理されることになります。
- ④ 受贈者が先に亡くなると同一財産に二度相続税が課税されることもあります。

## 旬の果物 柿を食べよう

『柿が赤く色づくと言葉が青くなる』という言葉があるほど、柿は栄養価が高い果物です。

### 柿に含まれる主な栄養価

- ビタミンC・・・免疫力を高める。 → 風邪予防に効果あり。
- カロテン・・・強い抗酸化作用がある。 → 生活習慣病や老化防止に効果あり。
- タンニン・・・ポリフェノール的一种。 → 悪玉コレステロールを減らし、動脈硬化の予防や高血圧を防ぐ効果が期待できる。

生で食べるのもいいのですが、焼いて食べると甘みも増し、栄養価も高まります。

### ◇ 焼き柿の作り方 ◇

1. 柿をよく水洗いする。
2. へたの部分を厚めに切り取る。
3. 切り口に十字の切れ目を入れる。
4. アルミホイルでしっかり包む。
5. オーブントースターで10分位焼いたら出来上がり。



柿の硬さによって焼き時間が10分以上になることもありますが、少し柔らかいぐらいがいいと思います。甘さが増し、皮ごと食べられます。ぜひお試しください。

## 事務所よりお知らせ

### インボイス 迷ったときにこの一冊

- インボイス 登録はしたけれど？
- インボイス これから登録すると相手先は？
- 支払先が登録していない。どうすればいいの？
- 「少額特例」「二割特例」って何、どういうこと？

等々、悩みや疑問が尽きません。

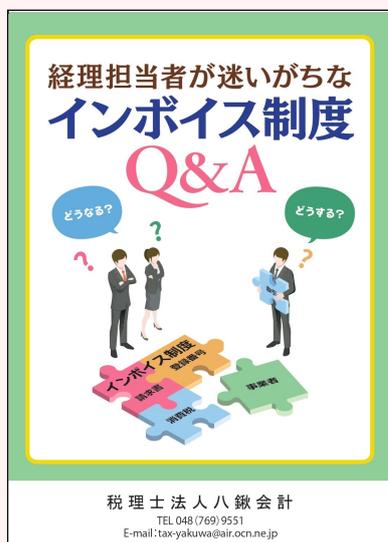
始まったばかりのこの制度、間違えたら後が大変。そこで、分かりやすく解説した冊子をご用意しました。



定価 550 円（税込）、送料別途。

数に限りがあります。  
希望者はお早めに。

ご注文は 担当：久保田まで



## ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・会社設立・補助金申請など、気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始めた方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

## 編集後記

朝晩はすっかり冷え込むようになり、長かった夏がようやく終わりをむかえたようです。この季節は寒暖差が大きく、体調管理には十分に気をつけたいものです。

また、インフルエンザやコロナウイルスの感染者がまた増えつつあります。引き続き感染予防対策を万全にして、元気に年の瀬を迎えたいものです。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬・鈴木・黒須・久保田